
恵那市で頑張る事業者の皆様へ

令和 8 年度（2026 年度） 恵那市商工振興補助金のご案内

恵那市商工振興補助金は、恵那市の商工業振興を促進するため、
補助対象事業者が行う事業に、恵那市が予算の範囲内で補助金を交付するものです。



恵那市役所 商工観光部 商工課

恵那市長島町正家一丁目 1 番地 1

Tel:0573-26-6829

Mail:business@city.ena.lg.jp

補助対象となる事業者

恵那商工会議所、恵那市恵南商工会が推薦する市内事業者で、市民税・法人税等を完納している者

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none">・会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合)・個人事業主(商工業者であること)・一定の要件を満たした特定非営利活動法人(※注) <p>※注:特定非営利活動法人は、以下の要件を満たす場合に限り、補助対象者となり得ます。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること(2)認定特定非営利活動法人でないこと	<ul style="list-style-type: none">・医師、歯科医師、助産師・系統出荷による収入のみである個人農業者 (個人の林業・水産業者についても同様)・協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く)・一般社団法人、公益社団法人・一般財団法人、公益財団法人・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人・農事組合法人 ・社会福祉法人 ・任意団体・風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第二条第一項第四号、第五号および性風俗関連特殊営業に該当する事業者等

補助申請の受付期間

令和8年4月1日(水曜日)～令和9年3月19日(金曜日) ※予算の範囲を超えた時点で受付終了

補助対象となる事業期間

補助金交付決定日～令和9年3月31日(水曜日)

※令和9年3月31日までに製作・工事など事業に係るすべてが完了し、経費の支払いが終わっているもののみが対象

補助額

同一事業について国や県および他の団体等から補助金を受けた場合は、その補助対象額を除いた経費を対象とする。対象経費から他の補助金等を控除した額のうち、市内業者へ発注した経費の1/2以内、市外業者へ発注した経費の1/4以内(8.企業展等出展支援事業、10.デジタル化支援事業、11.副業人材活用支援事業、12.省エネルギー設備導入支援事業、13.環境価値創出支援事業、15.情報サービス産業等立地促進事業、は除く)、で計算した額。

補助対象経費は事業に直接要した経費のみ。

※消費税は補助対象外。補助額は千円未満切捨。メニューごとに上限額あり。

成果物等には、「この事業は恵那市商工振興補助金の交付を受けています」と記載してください。

補助金の利用回数

1事業者様に申請いただける回数は、単年度に1回のみ。

なお、えなブランド認定に係る事業については単年度に2回までの申請が可能。

同一経費に対して、恵那市観光振興補助金等の市の他補助金との併用はできません。

補助金申請から補助金お支払いまでの流れ

補助申請

☞ 恵那商工会議所または恵那市恵南商工会を通じて市に「補助金等交付申請書」・「推薦書、収支予算書、見積書(2社以上)、税の完納証明書または税の納付状況の確認同意書」等を提出(環境価値創出支援事業を除く)

納付確認

☞ 市による税の納付状況確認には2週間程度要します。
お急ぎの方は税の完納証明書を取得ください。

交付決定

☞ 市で「補助金等交付申請書」等の内容を確認し、補助対象事業、補助対象経費に該当するかを審査します。審査結果を「補助金等交付決定通知書」として申請者様に通知します。

市への補助申請書提出から交付決定までは、1ヶ月ほど掛かる場合がございます。ご承知おきください。

事業実施

☞ 「補助金等交付決定通知書」の通知後、事業を実施してください。
「交付決定前」に着手したものは補助の対象となりませんのでご注意ください。

実績報告

☞ すべての事業が完了したら恵那商工会議所または恵那市恵南商工会を通じて市に「補助事業等実績報告書」・「収支決算書」等を提出

現地確認

☞ 申請内容によっては現地確認させていただく場合がございます。ご承知おきください。

確定通知

☞ 市で「補助事業等実績報告書」等の内容を確認し、補助金額を確定します。結果を「補助金等交付確定通知書」として申請者様に通知します。

交付請求

☞ 恵那商工会議所または恵那市恵南商工会を通じて市に「補助金等交付請求書」を提出

支払い

☞ 「補助金等交付確定通知書」に記載した補助金額をご指定の金融機関口座にお振込みします。

<恵那の魅力を広めるために、新商品・サービスを開発、PRしたい>

- 1.新商品・サービス開発支援事業 ～恵那のブランド力向上のための新商品・サービスの開発を支援～ P.4
- 2.えなブランド PR 推進事業 ～えなブランド認定品の PR 活動を支援～ P.4

<起業・創業したい>

- 3.起業支援事業 ～新たな事業の始まりを支援～ P.5

<新たな事業を展開したい、店舗や事業所等を増やしたい>

- 4.新事業チャレンジ応援事業 ～新分野への挑戦や既存事業の転換を支援～ P.5
- 5.既存事業拡大支援事業 ～空き店舗活用や事業所増設による既存事業活動の拡大を支援～ P.5

<空き店舗・空き家を活用したい>

- 6.空き店舗・空き家有効活用促進事業 ～既存施設活用促進と事業用地確保を支援～ P.5

<事業を引き継ぎたい>

- 7.事業承継支援事業 ～事業の承継を支援～ P.6

<新たな取引先を見つけたい、パートナーと開発・販路開拓をしたい>

- 8.企業展等出展支援事業 ～新たな取引探しを支援～ P.7
- 9.企業連携開発事業 ～新商品・新製品・サービスの開発および販路開拓を支援～ P.7

<業務を効率化したい、外部人材を活用して経営改善をしたい>

- 10.デジタル化支援事業 ～新たな生活様式に対応、生産性向上を支援～ P.8
- 11.副業人材活用支援事業 ～副業人材活用によるイノベーション創出を支援～ P.9

<エネルギー使用量・温室効果ガスの削減に取り組みたい、カーボンオフセット商品を生み出したい>

- 12.省エネルギー設備導入支援事業 ～カーボンニュートラルに向けた取り組みを支援～ P.10
- 13.環境価値創出支援事業 ～再生可能エネルギーの利用促進を支援～ P.10

<災害に強い事業所運営をしたい>

- 14.防災機能整備支援事業 ～災害等の緊急事態に備える取り組みを支援～ P.11

<市外から新たに IT 関連事業所等を設置し、事業を行いたい>

- 15.情報サービス産業等立地促進事業 ～情報サービス産業の展開を支援～ P.12

<新たな制度で事業所を応援>

- ★ふるさと納税 3.0 を活用したプロジェクトを応援事業 ～寄付が地域を動かす新しい形～ P.13

1.新商品・サービス開発支援事業 ～恵那のブランド力向上のための新商品・サービスの開発を支援～

項目	補助対象事業	補助対象経費	限度額
新商品・サービスの開発	◇新商品・サービスの試作品開発 ◇えなブランド申請のための商品開発や改良(えなブランド認定品含む)	謝金、研究開発費、外注費、原材料費、販売促進費等	20万円
	6次産業化により新商品・サービスを開発するため、事業者が行う新たな施設・設備等への投資	工事費、外注費およびこれに準ずる経費	
	自社の技術を活用した工業製品の開発	研究開発費、外注費、原材料費、販売促進費等	50万円

※フランチャイズ加盟費用は補助対象外

例)・新メニューを開発するため、企画を外注したい。・農作物を加工して新商品を開発するため、機械を購入したい。
・体験イベントを実施するため、施設を改修したい。・自社の技術を活用し、SDGs達成に繋がる新製品を開発したい。

2.えなブランド PR 推進事業 ～えなブランド認定品の PR 活動を支援～

項目	補助対象事業	補助対象経費	限度額
えなブランド PR 推進事業	えなブランドのロゴマークを使用したパッケージや看板、メニュー等の開発	外注費、印刷費等	10万円

※「えなブランド」認定へ申請するためには、「恵那ふうど認証事業者」である必要があります

【提出書類】メニュー1・2

<補助金交付申請時>

- ◇補助金等交付申請書 ◇収支予算書 ◇恵那商工会議所または恵那市恵南商工会の推薦書
- ◇税の完納証明書または税の納付状況の確認同意書 ◇見積書(2社以上)

<事業実施中> ※必要な場合は提出のこと

- ◇補助事業等変更申請書 (事業の途中で申請した補助額よりも20%以上の減額や補助対象経費の内訳を変更する場合)

<実績報告書提出時>

- ◇補助事業等実績報告書 ◇収支決算書 ◇領収書
- ◇補助金等交付請求書 (補助金等交付確定通知書よりも後の請求日付)
- ◇成果物写真

3.起業支援事業 ～新たな事業の始まりを支援～

項目	補助対象事業	補助対象経費	限度額
起業・創業	起業・創業のために事業所・店舗等を開設 ※3年以上継続して事業を行う予定 ※恵那市民であること	工事費、設備費、システム購入費、外注費、研修費等 ※備品等転売可能なものは対象外	20万円 ※創業セミナー 修了者は、 40万円

4.新事業チャレンジ応援事業 ～新分野への挑戦や既存事業の転換を支援～

項目	補助対象事業	補助対象経費	限度額
新たな事業展開	社会情勢等の変化に対応するための新分野展開、業種転換 ※産業分類コードが変わる 小分類以上の変更	工事費、設備費、システム購入費、外注費、研修費等 ※備品等転売可能なものは対象外	40万円

5.既存事業拡大支援事業 ～空き店舗活用や事業所増設による既存事業活動の拡大を支援～

項目	補助対象事業	補助対象経費	限度額
空き店舗活用、事業所の増設	既存事業活動を拡大するための店舗の増設、空き店舗の活用	工事費、設備費、システム購入費、外注費等 ※備品等転売可能なものは対象外	20万円

例)・空き店舗を借りて2店舗目を開設したい。・未使用である2Fへ店舗を増設したい。

6.空き店舗・空き家有効活用促進事業 ～既存施設活用促進と事業用地確保を支援～

項目	補助対象事業	補助対象経費	限度額
空き店舗や空き家を活用して事業展開	1部の補助メニューで空き店舗や空き家を活用する場合に上乗せ補助	設備費、工事費、解体費 ※空き店舗・空き家は第3者所有前提	20万円

<上乗せ補助対象となるメニュー>

3.起業支援事業、4.新事業チャレンジ応援事業、5.既存事業拡大支援事業

※本メニューは上乗せ補助メニューであるため、『空き家証明書』を各メニュー申請時に提出すること

【提出書類】メニュー3・4・5・6

<補助金交付申請時>

◇補助金等交付申請書 ◇収支予算書 ◇恵那商工会議所または恵那市恵南商工会の推薦書

◇税の完納証明書または税の納付状況の確認同意書 ◇見積書(2社以上)

◇着手前写真(Before) ◇設計図、位置図

◇起業支援事業計画書(メニュー3のみ) ◇創業支援セミナー受講終了証(メニュー3のみ)

◇新事業チャレンジ応援補助金事業計画書(メニュー4のみ)

◇物件詳細資料(メニュー5のみ)

<事業実施中> ※必要な場合は提出のこと

◇補助事業等変更申請書 (事業の途中で申請した補助額よりも20%以上の減額や補助対象経費の内訳を変更する場合)

<実績報告書提出時>

◇補助事業等実績報告書 ◇収支決算書 ◇領収書

◇補助金等交付請求書 (補助金等交付確定通知書よりも後の請求日付)

◇着手前写真(Before) ◇着手後写真(After)

◇開業届出書(メニュー3のみ。提出が間に合わない場合は、提出予定日を申告のこと)

7.事業承継支援事業 ～事業の承継を支援～

項目	補助対象事業	補助対象経費	限度額
事業承継	司法書士、行政書士等に依頼する官公庁関係への提出資料作成、事業承継時の設備更新	謝金、外注費、設備費等	20万円

<対象外経費>

登記に係る登録免許税、定款認証料、収入印紙代、その他各種証明類取得費用、備品等転売可能なもの

※登記時期と設備更新時期が年度を跨ぐほど離れる場合は要相談のこと

【提出書類】メニュー7

<補助金交付申請時>

- ◇補助金等交付申請書
- ◇収支予算書
- ◇恵那商工会議所または恵那市恵南商工会の推薦書
- ◇税の完納証明書または税の納付状況の確認同意書
- ◇見積書(2社以上)

<事業実施中> ※必要な場合は提出のこと

- ◇補助事業等変更申請書 (事業の途中で申請した補助額よりも20%以上の減額や補助対象経費の内訳を変更する場合)

<実績報告書提出時>

- ◇補助事業等実績報告書
- ◇収支決算書
- ◇領収書
- ◇補助金等交付請求書 (補助金等交付確定通知書よりも後の請求日付)
- ◇履歴事項証明書

8.企業展等出展支援事業 ～新たな取引探しを支援～

項目	補助対象事業	補助対象経費	限度額
新たな取引先とのマッチング	自社製品をPRするため、見本市や展示会等への出展	小間料、装飾に係る経費	20万円 ※えなブランド認定品を含むPRの場合は30万円

※・3社以上で共同出展する場合、補助限度額は50万円

・えなブランド認定品を含む場合は、上限合計30万円で年2回の申請が可能。BtoCの出展も対象。

9.企業連携開発事業 ～新商品・新製品・サービスの開発および販路開拓を支援～

項目	補助対象事業	補助対象経費	限度額
企業連携による新商品・新製品・サービスの開発	市内事業者2社以上が連携して、新商品・新製品・サービスの開発および国内外販路開拓促進を行う事業	謝金、研究開発費、外注加工費、原材料費、試作費、委託費 ※外注加工費および委託費のみの場合には対象外	50万円

※・代表事業者および連携事業者の共同事業であること

・新商品等については、代表事業者および連携事業者ともに販売提供を行うこと

例)・お互いの製造技術を活かして新商品を開発したい。・異業種とのコラボレーションにより新サービスを始めたい。

【提出書類】メニュー8・9

<補助金交付申請時>

- ◇補助金等交付申請書 ◇収支予算書 ◇恵那商工会議所または恵那市恵南商工会の推薦書
- ◇税の完納証明書または税の納付状況の確認同意書 ◇見積書(2社以上)
- ◇展示会申込書、詳細資料(メニュー8のみ)
- ◇誓約書(メニュー9のみ)
- ◇事業計画書(メニュー10のみ) ◇寄附結果通知書(メニュー10のみ)

<事業実施中> ※必要な場合は提出のこと

- ◇補助事業等変更申請書 (事業の途中で申請した補助額よりも20%以上の減額や補助対象経費の内訳を変更する場合)

<実績報告書提出時>

- ◇補助事業等実績報告書 ◇収支決算書 ◇領収書
- ◇補助金等交付請求書 (補助金等交付確定通知書よりも後の請求日付)
- ◇成果物写真 ◇状況確認が可能な写真

10. デジタル化支援事業 ～新たな生活様式に対応、生産性向上を支援～

項目	補助対象事業	補助対象経費	限度額
デジタル化による生産性向上	キャッシュレス決済端末導入促進事業	機器導入費用および導入サポート※に係る費用(新規導入のみ) ①電子商品券事業加盟店 補助率 4/5 ②電子商品券事業非加盟店 補助率 1/2 機器導入後、帳簿などの電子化を検討することを条件とする。 ※導入サポートとは、機器のセットアップや商品データの登録、従業員向けの説明会を指す。	①10万円 ②5万円
	電子商品券事業参加による端末整備事業 ※加盟店読取方式(CPM)採用店のみ	スマートフォン、タブレット端末、光回線開通費用 ※ノートパソコン、デスクトップパソコンは対象外	5万円 ※端末のみは2万円
	IT人材育成事業	研修費、専門家派遣費用等	1万円
	販路開拓促進事業	◇ECサイト開設、出店費用等 ◇アエルステイ掲載に伴うHP改修費用等	20万円

- ※・キャッシュレス決済端末導入促進事業は、市内で飲食、小売、宿泊、理美容などを営むBtoC事業者が対象
- ・キャッシュレス決済端末導入促進事業(①電子商品券加盟店)と電子商品券事業参加による端末整備事業は併用可能
 - ・IT人材育成事業費は、ソフトピアジャパンのIOT・IT研修やスマート経営応援隊等の活用を支援
研修費は、受講者1名につき1万円(ただし受講料の合計が1万円未満の場合は受講金額)
専門家派遣費用は、専門家派遣1回につき1万円(上限3万円)
- 例)・海外や都市部からの観光客に対応するためキャッシュレス決済端末を導入したい。
- ・電子商品券事業に対応するためのスマートフォン等の端末を導入したい。またはWi-fi環境を整備したい。

【提出書類】メニュー10

<補助金交付申請時>

- ◇補助金等交付申請書
- ◇収支予算書
- ◇恵那商工会議所または恵那市恵南商工会の推薦書
- ◇税の完納証明書または税の納付状況の確認同意書
- ◇見積書(2社以上)
- ◇誓約書(電子商品券対応端末を購入する場合)

<事業実施中> ※必要な場合は提出のこと

- ◇補助事業等変更申請書(事業の途中で申請した補助額よりも20%以上の減額や補助対象経費の内訳を変更する場合)

<実績報告書提出時>

- ◇補助事業等実績報告書
- ◇収支決算書
- ◇領収書
- ◇補助金等交付請求書(補助金等交付確定通知書よりも後の請求日付)
- ◇成果物写真

11.副業人材活用支援事業 ～副業人材活用によるイノベーション創出を支援～

項目	補助対象事業	補助対象経費	限度額
副業人材活用	①副業人材マッチングサイト「Skill Shift」への求人掲載	「Skill Shift」求人掲載手数料	4.9万円
	②副業人材の活用	副業人材活用に係る委託費、旅費等	5.1万円
	③副業人材マッチングサイトの活用 令和8年度トライアル事業	マッチング報酬手数料応援	10万円

※・1 求人につき①②③それぞれ1回のみ申請可能(併用可能)

- ・①②は異なる年度に申請することも可能
- ・本メニューは、他のメニューとの併用が可能

例)・新たな事業に取り組むため、都市部のエキスパート人材の力を借りたい。

【提出書類】メニュー11

<補助金交付申請時>

- ◇補助金等交付申請書 ◇収支予算書 ◇恵那商工会議所または恵那市恵南商工会の推薦書
- ◇税の完納証明書または税の納付状況の確認同意書 ◇見積書(2社以上)
- ◇申込書または見積書

<事業実施中> ※必要な場合は提出のこと

- ◇補助事業等変更申請書 (事業の途中で申請した補助額よりも20%以上の減額や補助対象経費の内訳を変更する場合)

<実績報告書提出時>

- ◇補助事業等実績報告書 ◇収支決算書 ◇領収書
- ◇補助金等交付請求書 (補助金等交付確定通知書よりも後の請求日付)
- ◇業務委託誓約書

12.省エネルギー設備導入支援事業 ～カーボンニュートラルに向けた取り組みを支援～

項目	補助対象事業	補助対象経費	限度額
省エネルギーに資する設備・機器の導入	エネルギー使用量および温室効果ガスの削減を目的に、省エネルギー診断※1に基づき省エネルギーに資する設備・機器を導入する事業	省エネルギーに資する設備、機器の導入に係る設計費、設備費、工事費	50万円

※・1省エネルギー診断とは「省エネ診断」または「省エネお助け隊」によるエネルギー診断を指します。

- ・補助金交付申請日までに省エネルギー診断を受診し、報告書を受領してください。
- ・省エネルギー診断は、補助金交付申請日前から3年以内に報告を受けたものが対象となります。
- ・市内の事業所に設備を導入するものであること。
- ・省エネルギー診断にて提案された設備、機器を必ずしも導入しなければならない。というわけではない。原則、提案された設備、機器を導入する。導入不可の場合は、省エネとなることを示せる別設備、機器を導入。

例)・省エネルギー診断に基づき、空調の更新を行いたい。

13.環境価値創出支援事業 ～再生可能エネルギーの利用促進を支援～

項目	補助対象事業	補助対象経費	限度額
商品製造過程のCO ₂ 排出量算定	カーボン・オフセット商品(※1)の販売を前提とした J-クレジット(※2)購入のためのCO ₂ 排出量の算定事業	委託料	10万円

※・1製造過程で発生する温室効果ガスの排出量相当分を J-クレジットで相殺し、排出量を実質ゼロにした商品

- ・2温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として認証し、売買できる制度
- ・申請を検討される際は、事前に恵那市環境課にご相談ください

【提出書類】メニュー12・13

<補助金交付申請時>

- ◇補助金等交付申請書 ◇収支予算書 ◇恵那商工会議所または恵那市恵南商工会の推薦書
- ◇税の完納証明書または税の納付状況の確認同意書 ◇見積書(2社以上)
- ◇事業計画書(メニュー13のみ)
- ◇省エネルギー診断書(メニュー13のみ) ◇導入する設備・機器の性能が分かる資料(メニュー13のみ)
- ◇更新前の設備・機器の設置場所・状況が分かる平面図・写真(メニュー13のみ。Before)

<事業実施中> ※必要な場合は提出のこと

- ◇補助事業等変更申請書 (事業の途中で申請した補助額よりも20%以上の減額や補助対象経費の内訳を変更する場合)

<実績報告書提出時>

- ◇補助事業等実績報告書 ◇収支決算書 ◇領収書
- ◇補助金等交付請求書 (補助金等交付確定通知書よりも後の請求日付)
- ◇更新前の設備・機器の設置場所・状況が分かる平面図・写真(メニュー13のみ。Before)
- ◇更新後の設備・機器の設置場所・状況が分かる平面図・写真(メニュー13のみ。After)
- ◇販売品目報告書(メニュー14のみ) ◇誓約書(メニュー14のみ)

14.防災機能整備支援事業 ～災害等の緊急事態に備える取り組みを支援～

項目	補助対象事業	補助対象経費	限度額
災害等に備える設備等の導入	策定した BCP(事業継続計画)に沿って、従業員の安全確保や事業所運営の継続を目的とした設備等を導入する事業	設備費、工事費、備品費等	20万円

【提出書類】メニュー14

<補助金交付申請時>

- ◇補助金等交付申請書 ◇収支予算書 ◇恵那商工会議所または恵那市恵南商工会の推薦書
- ◇税の完納証明書または税の納付状況の確認同意書 ◇見積書(2社以上)
- ◇自社の BCP(根拠となる部分分かるようにすること)

<事業実施中> ※必要な場合は提出のこと

- ◇補助事業等変更申請書 (事業の途中で申請した補助額よりも 20%以上の減額や補助対象経費の内訳を変更する場合)

<実績報告書提出時>

- ◇補助事業等実績報告書 ◇収支決算書 ◇領収書
- ◇補助金等交付請求書 (補助金等交付確定通知書よりも後の請求日付)
- ◇導入後の設備等の設置状況が確認可能な写真

15.情報サービス産業等立地促進事業 ～情報サービス産業の展開を支援～

<対象事業者>

市内の空き店舗や空き家など利用されていない施設等を活用し、市外から市内へ新規に IT 関連の事業所等を設置し、継続的に 5 年以上の事業を行う事業者

<対象業種>

情報サービス産業等、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業、前述の産業に携わる人材育成機関、学術・開発研究機関、その他市長が特に認める業種

項目	補助対象経費	補助内容	限度額
情報サービス産業等の立地	①事務所の賃借料	賃貸借料の 1/2 (3 年度間)	4 万円/月 48 万円/年
	②事務所を設置するために賃借または取得する施設の改修費	改修費の 1/2 (初年度のみ)	100 万円
	③通信回線使用料	通信回線使用料の 1/2 (3 年度間)	4 万円/月 48 万円/年
	④事業所を取得した場合に、取得した資産(土地・家屋)の固定資産税・都市計画税	資産(土地・家屋)の固定資産税・都市計画税の 3/4 (3 年度間)	なし

- ※・事前相談が必要であり、市外から市内へ新たに事業所を開設したことを確認し、補助対象は最初に開設した事業所のみ
- ・①③④のメニューは、事業所を開設した日の属する年度を含む 3 年度分が対象ですが本補助金制度の中止があった場合は、その時点で終了します。
 - ・3 年度分の補助金交付申請は年度ごとに補助金交付申請をお願いします。

【提出書類】メニュー15

<補助金交付申請時>

- ◇補助金等交付申請書
- ◇収支予算書
- ◇恵那商工会議所または恵那市恵南商工会の推薦書
- ◇税の完納証明書または税の納付状況の確認同意書
- ◇位置図
- ◇開業届出書(5 年以上の事業計画書であること)
- ◇賃貸借契約書(①賃貸料のみ)
- ◇見積書(②改修費のみ。2 社以上)
- ◇設計図(②改修費のみ)
- ◇着手前写真(②改修費のみ。Before)
- ◇通信業者契約書(③通信回線使用料のみ)
- ◇固定資産税等の税額の分かる資料(④固定資産税・都市計画税のみ)

<事業実施中> ※必要な場合は提出のこと

- ◇補助事業等変更申請書 (事業の途中で申請した補助額よりも 20%以上の減額や補助対象経費の内訳を変更する場合)

<実績報告書提出時>

- ◇補助事業等実績報告書
- ◇収支決算書
- ◇領収書
- ◇補助金等交付請求書 (補助金等交付確定通知書よりも後の請求日付)
- ◇事業報告書
- ◇着手前写真(②改修費のみ。Before)
- ◇着手後写真(②改修費のみ。After)

★ふるさと納税 3.0 を活用したプロジェクトを応援事業 ～寄付が地域を動かす新しい形～

項目	補助対象事業	補助対象経費	限度額
商品開発、生産、販路拡大	地場産品開発、生産拡大にかかる設備導入費など、クラウドファンディング型ふるさと納税に採択されたプロジェクト	ふるさと納税 3.0 に採択されたプロジェクト	寄付額の40%

※・企画提案書等を提出、市で実現性等を審査し、採択事業を選定します

・応募状況、内容により事業が採択されない場合があります

例)市内の生産者・事業者が具体的なプロジェクト(新商品の開発、新設備の導入等)を提示し、

それに共感した寄附者が直接そのプロジェクトに寄附できるようになります。

令和8年度 恵那市商工振興補助金

商品開発・販路拡大等支援

恵那市は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した補助金制度により、新たな地場産品の創出や地域資源を活かした産業振興を応援します

補助金申請から交付まで

**01 必要書類を揃えて申請
市による審査・採択**

書類提出後、企画提案書等をもとに実現性等を市が審査し、採択事業を選定します。なお、応募状況によって、基準点を満たしても事業が採択されない場合があります。

**02 ポータルサイト掲載
全国に向けてCF開始**

採択された事業は、ふるさと納税ポータルサイトでのCF型ふるさと納税として寄附を募集します。募集期間は3カ月とし開始時期は協議の上、設定します。

**03 目標達成 or 期間終了後
補助金額決定**

募集期間が終了した時点で集まった寄附額が目標金額を達成していれば、CFの結果により補助金額を決定します。

04 設備投資・補助金交付

交付決定後、商品開発や生産拡大に向けた設備導入等を行ってください。事業完了後、実績報告書の提出交付をもって補助金を交付します。

補助対象経費

- 1 工場、作業場等の増改築・改修費
- 2 建物付帯設備の取得・整備費
- 3 機械装置及び設備の取得費
- 4 備品購入費
- 5 委託費
- 6 外部評価費
- 7 その他市が補助対象として適当と認められる経費

審査基準

審査項目	審査内容	配点
提案者	実績、実施体制など	10点
提案内容	獨創性、市場性、実現性、波及効果、返礼品としての可能性など	50点
資金計画	妥当性、採算性、継続性など	30点
費用	積算など	10点
計		100点

提出書類

<ol style="list-style-type: none"> 1 応募申請書 2 補助事業者適格性確認書 兼誓約書 3 推薦書 	} 1部	
<ol style="list-style-type: none"> 4 企画提案書 5 収支計画書 6 決算書 (3期分) 	} 各7部	

補助対象 地場産品開発・生産拡大にかかる **設備導入費** など

補助金額 集まった寄附額の **40%**

補助要件 補助金額が対象経費の **50%** に到達すること

補助上限 対象経費(設備投資額)の **満額**

例:100万円の設備を導入したい場合、寄附が125万円集まったら50万円の補助金を受け取ることができ、寄附が250万円集まったら上限100万円まで補助金を受け取ることができます

募集期間 2026年4月1日(水) から 5月15日(金)まで

お問い合わせ・申請先 恵那市役所 商工観光部 商工課(西庁舎3階)
TEL:0573-26-6829
E-Mail:business@city.ena.lg.jp